

日仏経済交流会会則

(1993年4月20日制定, 1995年5月10日一部改正, 1995年8月15日事務所所在地表示変更, 1997年4月25日一部改正, 1999年4月23日一部改正, 2002年10月4日一部改正, 2004年4月27日一部改正, 2015年4月20日一部改正、2019年4月26日一部改正、2021年4月27日一部改正、2025年4月23日一部改正)

名 称

第1条 当会は、日仏経済交流会（Groupe Economique Franco-Japonais）と称し、通称としてパリクラブを用いる。

目 的

第2条 当会は、第4条の会員並びに名誉会員に懇親の場を提供するとともに、広く本邦で活躍するフランス人並びに在日フランス商工会議所との交流を深めて、両国間の経済関係の発展並びに社会的貢献に資することを目的とする。

事務所

第3条 当会の主たる事務所は、東京都中央区日本橋本町2-2-2 日本橋本町YSビル2階 在日フランス商工会議所内に置く。

会 員

第4条 ① 会員は、日仏経済交流に関心があり、フランス駐在経験もしくはこれに準ずる経験があつて、第9条の常任理事会が別に定める入会申込書の提出を受けて審査の上承認する人とし、総会議決権を有する。ただし、会員は、日本語を使用できかつ当会の運営が主として日本語によることを承知していることを要する。

② 会員のほかに、名誉会員を置くことができる。名誉会員は、国籍を問わず名望ある個人であつて、常任理事会の推薦により総会が承認するものとし、総会における議決権を持たない。

③ 既往5年以上にわたる活動実績のある会員で満65歳を越えるものは、常任理事会に申請してその承認を受けることにより、終身会員になることができる。この場合、当該会員は、当該申請の承認を受けるに当たり、常任理事会が別に定める終身会費を一括納入することを要する。終身会員は年会費の関係を除いて会員と同等の権利と義務を有する。

会 費

第5条 会員は、常任理事会が定める会費を納入しなければならない。

組 織

第6条 ① 会員総会において会員の中から、30名以内の理事並びに3名以内の監事を選出す

る。

② 理事並びに監事の任期は2年とするが重任を妨げない。

第7条 理事に欠員が生じる場合、会長は、補充が必要な限り、常任理事会の推薦を得た会員に後任を委嘱することができる。この場合、後任者の任期は就任の日から前任者の任期満了の日までとする。

第8条 理事相互間で会長1名および副会長複数名並びに常任理事若干名を、自薦或いは他薦により互選する。

第9条 ① 会長および副会長並びに常任理事をもって常任理事会を組織する。常任理事会は、会務を掌理し、当会の運営を司る。

② 会務の円滑な運営を図るため、常任理事会は、その下に事務局を置きかつ個別問題を担当する委員会を随時設置することができる。

第9条-2 ① 会長は、予め副会長の内1名を会長代行に指名して、会長職務を代行させることができる。

② 副会長または常任理事に事故がある場合、会長は、補充のため常任理事会の推薦する理事に後任を委嘱することができる。この場合、後任者の任期について第7条の後段を準用する。

第10条 ① 会長は、常任理事会の推薦により、副会長または常任理事の中から第9条第2項の事務局ないし個別問題担当委員会の各統括責任者を指名する。

② 会長は、常任理事会の推薦により、常任理事以外の理事および理事ないし監事以外の会員に前項の事務局ないし委員会を構成する委員になるよう求めることができる。

③ 会長は常任理事会に、役員を退任した会員の名誉役員推薦を求めることができる。当該名誉役員は、常任理事会に出席し会務について意見を述べることができる。

第11条 監事は会務を監査する。

第12条 会長は、重要事項について諮問するため、理事全員が構成する理事会を随時招集することができる。

第13条 会長は毎年1回会員総会を招集して、会計および会務全般について報告を行って、その承認を受けなければならない。この場合、議決は出席会員の多数決を原則とする。

第14条 常任理事会の発議または会員30名以上の請求もしくは監事全員の請求があるときは、会長は、臨時会員総会を招集しなければならない。この場合、議決は前条の原則による。

会 計

第15条 当会は会員の納入する年次または臨時の会費および寄付金等を財源にしてその運営をはかる。

第16条 当会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

雑 則

第17条 当会会則の改正案は理事会または会員30 名以上の発議によって総会の議決に付すものとする。その議決には出席会員の3分の2以上の同意を要する。

第18条 当該年度の会費を当該年度末までに納入しない会員は退会したものと見なされる。

以 上

Paris Club

日仏経済交流会=Groupe Economique Franco-Japonais

〒103-0023 中央区日本橋本町2-2-2 日本橋本町YSビル2階 C/O CCIFJ

TEL 03-4500-6548 FAX 03-4500-6603